今後の対応について

1 関係機関との緊密な連携

感染予防対策等の正確な情報の提供、患者の早期探知、患者発生時の正確な情報の共有等を目的とした関係庁内各課・関係団体との情報共有を行う。

2 対策本部会議の開催

県内1例目の患者が確認された場合、対策本部会議を開催する。

3 患者発生時の対応(指定感染症としての対応)

2月1日より指定感染症と定める政令が施行されたため、患者の発生時に は入院措置や公費による適切な医療の提供といった2類相当の感染症と同 様の対応を実施する。

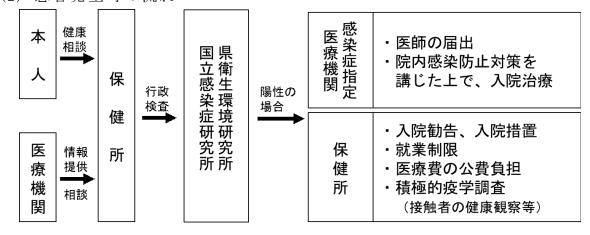
(1) 指定感染症とは

感染症法に定める $1 \sim 5$ 類に分類されないが、国民の健康に重大影響を与えるおそれがある感染症について 1 年の期限付きで指定されるもの。指定されることで、 $1 \sim 3$ 類と同様の対策を講じることができる。

1類感染症:エボラ出血熱、痘そう、ペスト等【全7種】

2 類感染症: MERS、SARS、鳥インフルエンザ (H7N9) 等【全7種】

(2) 患者発生時の流れ



3) 積極的疫学調查

患者の行動歴等の調査を行い、濃厚な接触があった方に対して健康観察等を行い、症状がみられた場合には、すみやかに検査を実施し、感染拡大の防止を図る。

4 県民等への正確な情報提供

- (1) ホームページ、県広報等を用いて正確な情報を提供する。
- (2) 新聞、テレビ等のマスコミを活用した感染予防対策の周知を図る。
- (3) 受診時の注意、感染予防対策等を分かりやすく記載したチラシ等の啓 発資材を配布する。

5 「帰国者・接触者相談センター」の設置

感染が疑われる方の相談窓口として「帰国者・接触者相談センター」を 設置する。

中国武漢市を中心に 新型コロナウイルス感染症発生!

せきや発熱などの症状があり、

- ① 2週間以内に中国湖北省から帰国入国した方
- ② ①の有症者との接触があった方

機関を受診せず、まずは、最寄りの

保健所に連絡してください。

●県内保健所一覧

保健所	管轄市町村	電話番号
中央保健所	国富町・綾町	(0985)28-2111
日南保健所	日南市・串間市	(0987)23-3141
都城保健所	都城市・三股町	(0986)23-4504
小林保健所	小林市・えびの市・高原町	(0984)23-3118
高鍋保健所	西都市・高鍋町・新富町・西米良村・木城町 川南町・都農町	(0983)22-1330
日向保健所	日向市・門川町・諸塚町・椎葉村・美郷町	(0982)52-5101
延岡保健所	延岡市	(0982)33-5373
高千穂保健所	高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町	(0982)72-2168
宮崎市保健所	宮崎市	(0985)29-5286

●厚生労働省の電話相談窓□

電話番号 03-3595-2285 (受付時間9時から21時 土・日・祝日も実施)

咳エチケット

▶新型コロナウイルス感染症の感染予防対策

インフルエンザ予防等と同様の感染対策が重要です!

☑日頃からの手洗いの徹底!

流水と石けんでこまめにこすり洗い!

アルコールでの手指消毒も効果あります。

☑せきや発熱の症状がある場合は、マスクを着用!

宮崎県健康増進課 感染症対策室 電話 0985-44-2620

●中国及び湖北省について



